

各都道府県河川関係所管課長
各都道府県財政担当課 長
各都道府県市区町村担当課長
各指定都市河川関係所管課長
各指定都市財政担当課 長

殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
総 務 省 自 治 財 政 局 地 方 債 課 長

緊急浚渫推進事業債における浚渫発生土砂情報の公表について（依頼）

令和 2 年度に創設された緊急浚渫推進事業債（以下、「本事業債」という。）の取扱いについては、「緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（周知）」（令和 2 年 4 月 1 日付事務連絡）等において周知されたところであり、今後、本事業債に伴う浚渫工事においては、大量の土砂（以下、「建設発生土」という。）の発生が見込まれているところです。

建設発生土については、「総合的な土砂管理」並びに「有効利用」、「コスト縮減」等の各種観点から、発注者が適正な利用や処分を明確にし、工事間での利活用等を促進することが重要であり、現在も各都道府県・市区町村においても様々な取り組みが行われておりますが、その受入先については苦慮されている状況です。

本事業債に伴う建設発生土の工事間での利活用を促進するため、現在取り組まれている「建設発生土情報交換システム」や「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」などの活用に加え、各都道府県のホームページにおいて河川維持管理計画等に記載のある各河川における「浚渫箇所」や「各年度の発生土砂量」、「土質区分※」等を記載した浚渫発生土砂情報（別添 1）を公表することにより、受入先となりうる地元団体や企業等にとって身近な情報として提供する取組みを実施いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、本内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対して周知されるとともに、市区町村においてもこの取り組みへの協力をお願いします。

なお、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会のホームページにおいても、「浚渫発生土砂情報」を公表された地方公共団体のホームページのリンクを掲載するとともに、関係業界等に周知することとしております。

※土質区分：原則として、別添 2「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）「土質区分基準」による区分（第 1 種、第 2 種、第 3 種、第 4 種建設発生土又は泥土）

（浚渫について）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川保全企画室 内堀、平田

TEL:03-5253-8448（直通）

（公表について）

総務省自治財政局地方債課 石原、赤地

TEL:03-5253-5629（直通）